



これから、各地区のまちづくり協議会では、基本指針と、それぞれの地域の特徴などを考えながら“まちづくり計画”をつくって、地域の人々と一体となって、協働のまちづくりを進めていくこととしているんだね。

今回つくられた、基本指針は変わることはないの？



基本指針は、いま優先的に取り組むべきことを示しているんだ。今後のまちづくり協議会を取り巻く変化にあわせて、3年～5年ごとに、協働のまちづくり推進会議で議論しながら見直しを行うこととしているよ。

あと、協働のまちづくり推進会議では、“地域コミュニティの課題解決”や“基本指針に基づいた活動の確認”“各まちづくり協議会の評価と検証”についても議論していくこととしているんだよ。

将来



今回、基本指針をつくって終わりってことじゃないんだね。

これから、もっと協働のまちづくりが進んでいくと、将来どんな地域になっていくのかな？



たとえば、地域の人々で子どもやお年寄りを見守っていく活動が進んでいって、安全に安心して暮らせる地域になることや、地域の“絆”が深まって、新しい人と人とのつながりが育まれるとか、たくさん良いことはあるよね。

1番は、みんなの力によって、“いつまでも住みたい、住み続けたい地域”が作られていくことだね。



そうか！！
僕も、もっと良い地域になるように、まちづくり協議会に協力しなくっちゃ！！



そうだね。お父さんも、お母さんも、家族や地域の人々が、少しでも楽しく、安心して暮らせるように、積極的にまちづくり協議会に協力していくことにするよ！

〈高山市協働のまちづくり推進会議の構成〉

空町まちづくり協議会	西地区まちづくり協議会	みなみまちづくり協議会
北地区まちづくり協議会	山王地区まちづくり協議会	江名子校区まちづくり協議会
新宮地区まちづくり協議会	三枝の郷まちづくり協議会	大八まちづくり協議会
岩滝まちづくり協議会	花里まちづくり協議会	丹生川まちづくり協議会
清見町まちづくり協議会	荘川町まちづくり協議会	一之宮町まちづくり協議会
久々野まちづくり協議会	朝日まちづくり協議会	高根まちづくりの会
国府町まちづくり協議会	たからまちづくり協議会	高山市
学識経験者		

いつまでも住みたい住み続けたい地域づくりに向けて ～高山市協働のまちづくり基本指針ってなに？～



お父さん、“まちづくり協議会”ってどんな活動をしているところなの？

まちづくり協議会はね、高山市内20地区（概ね小学校区単位）の、そこに住んでいる人たちでつくった団体だよ。

みんなが、安全に安心して暮らせるように、いつ起こるかも分からない災害に備えた防災活動や、お年寄りや子どもたちの見守り活動、地域が元気になるような取り組みなど、たくさんの活動をしているんだよ。



へ～。そうなんだ。

ところで、なぜ“まちづくり協議会”をつくることになったの？



人口減少・少子高齢化問題って聞いたことあるかな？
これは、全国的な問題なんだけど、高山市もこれからどんどん、人口も子どもの数も減っていく一方で、お年寄りの割合は高くなっていくと予測されているんだ。

こうなっていくとね、若い労働者が減って地域の経済に大きな影響を与えるだけでなく、これまでお年寄りを支えてくれた人の数もどんどん減っていくことで、これまでになかった問題がたくさん出てくるのが大きな課題となっているんだ。

そして、いまインターネットが普及して働き方も変わってきているよね。そうすると、人と人とのつながりが無くなってきて、災害時に地域の人々の安全を確認できなくなるなどの課題も出てくると思うんだ。

でもね、この課題は、市役所やそれぞれの家庭だけでは解決できないよね。地域の人々の力を出し合って助け合うことが必要なんだ。だから、高山市と地域の人たちが話し合って“まちづくり協議会”をつくって、地域でできることは地域で頑張りながら解決していく“協働のまちづくり”に今取り組んでいるところなんだよ。



まちづくり協議会は僕たちのために、頑張ってくれているんだね！！

でも、協働のまちづくりって“まちづくり協議会”と“市役所”だけで頑張るものなの？



いい質問だね。地域には住民だけでなく“市民活動団体”や“事業者”などもあるよね。そうした地域づくりをしている人たちと一緒に（協働して）、課題を解決していく必要があるんだ。

そのために、全地区に共通する今後のまちづくりをすすめていく上で必要な“まちづくり協議会の役割”や“一緒に課題を解決してくれる相手や手法”などを“高山市協働のまちづくり推進会議（※）”で話し合って、令和4年4月に“**高山市協働のまちづくり基本指針**”としてまとめられたんだ。

（※）“高山市協働のまちづくり推進会議”は、まちづくり協議会や市の代表者等がメンバーとなり、協働のまちづくりの推進に向けて議論する場です。

高山市協働のまちづくり 基本指針(概要版)



【協働のまちづくりの基本理念】

地域の多様な主体と協働して、自分たちの地域は自分たちで守り、自分たちでつくる

※多様な主体：住民、町内会、地域内団体、学校、事業者、行政等の地域づくりの様々な担い手

【協働のまちづくりの目的】

- ◎ 住民相互や多様な主体との協力連携によって住みやすい地域をつくる
- ◎ 地域コミュニティを維持し、発展を図る

・地域課題の解決や新しい地域の魅力づくりなどに取り組むとともに、住民相互の絆を大切に地域づくり活動により共助を維持し、「誰もが住みたい」「住み続けたい」と思える安全安心で快適な地域コミュニティを目指します。

まちづくり協議会の役割など

【基本原則】

- ◎ 住民意見を反映した運営と活動を行います
- ◎ 多様な主体と協働して課題解決を目指します
- ◎ 命と暮らしを守る取り組みを率先して行います
- ◎ 住民の意識の高揚と自主的な活動を促します
- ◎ 地域団体等相互のコーディネートを行います
- ◎ 常に事業や組織体制を確認し評価・検証と改善を行います

【役割】

- ◎ 地域課題の解決
 - ・地域課題を把握し、多様な主体と課題を共有し、協働して解決に取り組みます。
 - ・誰もが安全安心で快適に住み続けられる地域コミュニティ活動やその支援を行います。
- ◎ 地域コミュニティの活性化
 - ・地域の特色や住民の願いを尊重し、地域コミュニティの活性化を図ります。
 - ・地域コミュニティの活性化に向けた住民等の意識を喚起し自主的な取り組みを支援します。
- ◎ 地域団体等の活動支援やコーディネート・交流
 - ・様々な個人と団体の活動の支援や、団体相互のコーディネートを行います。
 - ・地域での共助や地域住民の出会い、絆づくりにつながる交流の機会を増やします。
- ◎ 評価・検証と改善
 - ・まちづくり協議会の活動や運営の自己評価、検証を行い、住民にその結果を周知し、活動に対する理解と協力を得ます。
 - ・評価、検証結果を基に、必要な人材・ノウハウ・資金を自ら集めるよう努め、組織内での連携を密にしながら活動や運営の改善をすすめます。

【協働して取り組む活動】

- ◎ 地域福祉に関する取り組み
 - ・地域住民が安心して生活できるための支援
 - ・高齢者や子どもたちの見守りと安全のための支援
 - ・地域住民の居場所づくりやその支援 など
- ◎ 地域防災に関する取り組み
 - ・地域防災にかかる団体相互および地域内外の団体の連携支援
 - ・住民の防災意識向上のための取り組み、地域コミュニティの防災体制づくり
(地区防災計画の検討や策定支援、防災士資格取得等の人材育成支援)
 - ・要支援者等への声掛けや助け合いができる顔の見える地域コミュニティづくりへの支援 など
- ◎ 町内会等地域コミュニティ団体への活動支援
 - ・町内会活動に対する助成や活動の共同化、情報提供等による支援
 - ・地域コミュニティのために活動する各種団体への支援 など

高山市の関わり

- ◎ まちづくり協議会と協働して地域課題の解決に取り組みます
 - ・まちづくり協議会と連携して地域コミュニティの課題解決や活性化に取り組みます。
 - ・先行事例の調査研究、情報収集に努め、その成果をまちづくり協議会と共有し、地域コミュニティの課題解決や活性化に取り組みます。
- ◎ 行政との協働領域における取り組みに対して支援を行います
 - ・協働領域（地域福祉、地域防災、地域コミュニティ団体等活動支援）における取り組みについて財政的な支援やまちづくり担当職員・支援職員を中心に活動に必要な情報や活動場所等の提供を行います。
 - ・協働領域の事業をすすめるなかで、地域が主体的に取り組んだほうがより効果的にすすめられる事業については、行政からまちづくり協議会への委託や権限移譲の検討をすすめます。
- ◎ まちづくり協議会相互の協働のコーディネートや連携の場づくりを行います
 - ・単独の地域だけでは解決が難しい課題等に取り組むまちづくり協議会に対して、協議会相互または他団体等との連携をコーディネートします。
 - ・「協働のまちづくり推進会議」等、各まちづくり協議会が経験や情報等を持ち寄り、地域コミュニティの課題解決や活性化に向けて連携できる場づくりを行います。
- ◎ 評価と検証を行い更なる発展につなげます
 - ・施策の支援や取り組みについて全地区のまちづくり協議会や他地域の同様の組織との比較評価、検証を行います。
 - ・比較評価と検証を踏まえ、まちづくり協議会と連携して、持続的に地域コミュニティの課題解決や活性化に取り組み、地域コミュニティの更なる発展につなげます。

協働のパートナー

- ◎ 住民【想定される対象：ボランティアなど】
 - ・アンケート調査等によって住民の願いや地域課題を把握します。
 - ・地域コミュニティ活動への住民参加を促進します。
 - ・地域福祉や地域防災についての情報格差を無くすため情報共有を促進します。
- ◎ 地縁に基づく組織【想定される対象：町内会、連合町内会など】
 - ・町内会の活動支援を行います。
 - ・防災等について町内会と連携し役割分担して取り組みを行います。
 - ・加入促進の取り組みを行う町内会を支援します。
- ◎ 福祉団体等【想定される対象：社会福祉協議会、民生児童委員、見守り推進員など】
 - ・社会福祉協議会等と連携して地域福祉活動に取り組みます。
 - ・民生児童委員や見守り推進員等と連携して地域福祉活動に取り組みます。
- ◎ 防災組織等【想定される対象：自主防災組織、消防団、防災士など】
 - ・平時から消防団と連携した防災活動に取り組みます。
 - ・防災知識を有する市民活動団体や専門家と連携して防災活動に取り組みます。
- ◎ 教育組織等【想定される対象：小学校、中学校、保育（幼稚）園、高等学校、大学、研究機関など】
 - ・学校運営協議会の場で、地域と学校が一体となって子どもたちの成長を支える取り組みについて協議を行います。
 - ・地域ぐるみで子どもを育てるため、学校等と連携し子どもたちの見守りや安全のための活動に取り組みます。
 - ・高等学校や大学などが行う地域学習や地域研究と連携して地域課題の調査や活性化に取り組みます。
- ◎ 事業者等【想定される対象：企業、協同組合など】
 - ・企業や民間団体などと連携して地域課題の解決に取り組みます。
- ◎ その他【想定される対象：市民活動団体、NPO法人など】
 - ・専門的知識を有するNPO法人や市民活動団体と連携して地域課題の解決に取り組みます。
 - ・地域コミュニティ活動に参加する多種多様な団体等と連携して事業に取り組みます。

※協働のまちづくり基本指針は、まちづくり協議会を取り巻く環境の変化にあわせ、概ね3～5年ごとに見直しを行います。